

## 社会福祉法人足利市社会福祉協議会フィルムライブラリー貸出要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人足利市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有するDVD・ビデオ（以下「フィルム」という。）の貸出に関して必要な事項を定め、研修会や上映会などを通じて地域福祉や福祉教育の推進を図ることを目的とする。

### (対象及び事業)

第2条 フィルムの貸出対象は、足利市内の次の団体及び施設等（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 官公庁、学校・公民館等の公共施設
- (2) 地域で福祉活動を行う市民団体（NPO 法人を含む）
- (3) 自治会・地区社協等の住民団体
- (4) 教育及び福祉関係団体・施設
- (5) その他本会会長（以下「会長」という。）が適当と認める団体

- 2 団体等が行う事業は、営利を目的としない地域福祉あるいは福祉教育の推進を目的とするものとする。
- 3 使用場所は足利市内に限るものとする。ただし、会長が適当と認める場合はこの限りでない。

### (所有フィルム)

第3条 所有フィルムは、別表1のとおりとする。

### (利用料)

第4条 利用料は無料とする。

### (申請等)

第5条 利用希望者は、予め電話等で予約し、社会福祉法人足利市社会福祉協議会フィルムライブラリー借用申請書（以下「申請書」という・様式第1号）を原則として1週間前までに本会に提出しなければならない。

- 2 貸出の予約開始日は、利用したい月の3か月前の1日からとし、予約は先着順とする。
- 3 貸出本数は、1回につき2本までとする。ただし、貸出本数を制限することがある。

(期間等)

第6条 貸出期間は、原則として1週間以内とし、申請者は、事業終了後すみやかに返却しなければならない。ただし、やむを得ない事由により延長する場合は予め本会に許可を得ることとする。

2 予約状況によって、貸出期間を制限することがある。

(利用報告)

第7条 申請者は、フィルム返却時に利用状況報告書(様式第2号)を本会に提出しなければならない。

(管理責任)

第8条 申請者は、フィルムの返却をするまでの間、善良な管理を行なうものとする。

2 申請者は、フィルムを他の目的に使用し、若しくは他に転貸、交換、担保に供してはならない。

3 利用者の不注意によりフィルムの破損、紛失があった場合は、本会は申請者にそのフィルムの修理費または実費相当額を請求出来るものとする。

4 申請者は著作権法等を遵守しなければならない。

(補 則)

第9条 この実施要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。